
平成31年第1回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 平成31年1月7日(月) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 8(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	久保康光
欠席	副会長	13番	門田修身
出席	委員	1番	蛭崎幸生
出席	委員	2番	西田浩二
欠席	委員	3番	後田幸政
欠席	委員	4番	宮野葵
欠席	委員	5番	吉田俊明
欠席	委員	6番	上森勇三
出席	委員	7番	椎野洋文
出席	委員	8番	永井洋介
出席	委員	9番	木本昌廣
欠席	委員	10番	吉留康次
出席	委員	11番	椎葉千亜紀
出席	委員	12番	山崎千恵

4. 事務局 山本 健太郎
柴田 歩美

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請

第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 報告事項

第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

平成31年第1回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（久保会長） 明けましておめでとうございます。ただいまから会議を始めます。ただいまの出席委員数は8名です。定足数に達しておりますので、平成31年第1回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（久保会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、7番：椎野委員さん、8番：永井委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、議案第1号

議長（久保会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（久保会長） 議案の朗読が終わりました。議案第1号の1、申請人：■■■■さんの件について、吉田委員さん欠席のため、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 この案件につきましては、第一青蓮保育園から東に286m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが、■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（久保会長） これより審議に入ります。ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（久保会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第1号の1について、許可することに異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（久保会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の2、申請人：[]さんの件について、宮野委員さん欠席のため、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

この案件につきましては、県立築上西高等学校の裏側にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（久保会長）

これより審議に入ります。ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

1番（蛭崎委員）

よろしいですか。譲受人の現住所が町外になっていますが、申請書にある項目の「住所地、拠点となる場所等から権利を移転しようとする土地までの平均距離又は時間」が、「車で2分」とあるのですが、どういったことですか。

事務局

その件については、担当委員の宮野委員さんと事務局、申請者、代理人で話し合い、状況確認を行いました。申請書の件については、申請者の職場が築上町にある為、「拠点となる場所」として考えたとのこと。また、以前から申請農地の管理を行っており、他にも築上町の農地を複数所有・耕作されているので、問題なしと判断し、今回の申請となりました。

議長（久保会長）

他にご意見、ご質問はございませんか

委員

「なし」

議長（久保会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第1号の2について、許可することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（久保会長）

異議なしと認めます。

議長（久保会長） 日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第2号

議長（久保会長） 日程第3、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（久保会長） 議案の朗読が終わりました。議案第2号の1、申請人：■■■■さんの件について、吉留委員さん欠席のため、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 この案件につきましては、セブンイレブン築城店の裏にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■さんが平成30年2月26日に一般住宅及び共同住宅を建設するとして、農地転用許可処分を受けた農地転用計画を土地の一部を共同住宅ではなく、駐車場として利用するとして計画変更を行うために申請を行ったものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（久保会長） これより審議に入ります。ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（久保会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第2号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（久保会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達します。
続きまして、議案第2号の2、申請人：■■■■さんの件について、永井委員さんから説明をお願いいたします。

8番（永井委員） この案件につきましては、広末ストアーから北に365m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、農地の広がり10ha以上ある集団農地で、第1種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]さんが、申請地の畦畔除去をするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（久保会長） これより審議に入ります。ただいまの2番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（久保会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第2号の2について、許可することに異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（久保会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の2、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

日程第4、議案第3号

議長（久保会長） 日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（久保会長） 議案の朗読が終わりました。議案第3号の1、申請人：[]、[]、[]さんの件について、吉田委員さん欠席のため、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 この案件につきましては、築城小学校から西に177m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]、[]、[]さんに[]在住の[]さんが土地を売買し、共同住宅を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（久保会長） これより審議に入ります。ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（久保会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第3号の1について、許可することに異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（久保会長） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第3号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

続きまして、議案第3号の2、申請人：[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さんの件について、門田委員さん欠席のため、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、築上町リサイクルプラザから北東に63m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さんに、[REDACTED]在住の[REDACTED]さんが土地を売買し、太陽光発電設備を設置するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（久保会長） これより審議に入ります。ただいまの2番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（久保会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第3号の2について、許可することに異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（久保会長） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第3号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長（久保会長） 続きます。議案第3号の3、申請人：[redacted]、[redacted]、[redacted]さんの件について、西田委員さんから説明をお願いいたします。

2番（西田委員） この案件につきましては、去年10月に一度総会に上がった案件ですが、許可前に計画変更を行った為、再度総会にかけるものです。八津田小学校から北東に340m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[redacted]、[redacted]、[redacted]さんに、[redacted]在住の[redacted]さんが土地を売買し、建売住宅を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（久保会長） これより審議に入ります。ただいまの3番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（久保会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第3号の3について、許可することに異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（久保会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達します。
続きます。議案第3号の4、申請人：[redacted]さんの件について、木本委員さん欠席のため、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 この案件につきましては、築城小学校から北西に436m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[redacted]さんに、[redacted]在住の[redacted]さんが土地を売買し、自己住宅を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（久保会長） これより審議に入ります。ただいまの4番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（久保会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第3号の4について、許可することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（久保会長）

異議なしと認めます。

日程第4、議案第3号の4、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

日程第5、報告事項

議長（久保会長）

日程第5、「報告事項」について事務局の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

農地法第18条第6項の規定による合意解約 8件

耕作者名義変更届 6件

農地法施行規則第29条第1項（農業用施設用地届出） 1件

農地改良行為届 1件

議長（久保会長）

ただいまの報告事項について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（久保会長）


異議なしと認めます。

それでは、平成31年第1回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。次回の平成31年第2回の定例総会は、平成31年2月7日午前10時当会場で行いますので、よろしくお願いいたします。

平成31年1月7日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

7番委員（椎野 洋文 委員）： 椎野 洋文 

署名委員

8番委員（永井 洋介 委員）： 永井 洋介 